



# 税のお知らせ

## 2月の納税等

固定資産税／第4期

国民健康保険税／第8期

後期高齢者医療保険料／第8期

保育料／2月分

納期限／2月28日(月)

納期限内の納付にご協力ください。  
納付は便利な口座振替をご利用  
ください。

## セルフメディケーション税制 による医療費控除の特例の 適用期間が延長されます。

セルフメディケーション税制に  
よる医療費控除の特例の適用期間  
が令和8年12月31日まで延長され  
ました。それに伴い、

- ①対象となる医薬品
- ②必要な手続き

の2点が変わりました。次の表  
でご確認ください。

※この控除を受けられる場合にお  
いて法定申告期限等から5年間  
税務署長が取組関係書類の提示  
または提出を求めた際は当該書  
類の提示または提出をしなけれ  
ばならないこととなります

	改正前	改正後
適用期間	平成29年1月1日～令和3年12月31日	令和8年12月31日まで(5年延長)
対象となる医薬品	いわゆるスイッチOTC薬 ※スイッチOTC薬…医師の診断・処方せんに基づき使用されていた医療用医薬品を薬局、薬店などで購入できるように転用した医薬品のこと	対象をより効果的なものに重点化 ・スイッチOTC薬から効果の薄いものを対象外とする ・とりわけ効果があると考えられる薬効について、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充 ※令和4年分の申告より適用
必要な手続き	・取組に関する書類を確定申告書へ添付 ・医薬品購入費の明細を添付	・取組に関する書類の確定申告書への添付は不要 ・医薬品購入費の明細を添付(取組に関する事項を明細に記載) ※令和3年分以降の申告を令和4年1月1日以後に提出する場合に適用

## 青色申告特別控除の適用内 容(保存帳簿等保存制度)が 変更されます。

昨年より、青色申告特別控除が  
65万円から55万円に減額されまし  
たが、

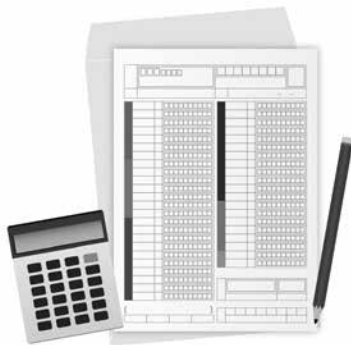
- ①e-TAXによる電子申告
- ②電子帳簿保存を行うこと

のどちらかを行うことにより引  
き続き65万円の控除を受けられる  
こととなっています。

令和4年1月1日から②電子帳  
簿保存について見直され、優良な  
電子帳簿保存の場合に適用される  
こととなりました。

※優良な電子帳簿保存の要件は国  
税庁のホームページで確認して  
ください。

また、手続き、その他の電子帳  
簿保存の方法についても変更が  
されました。変更内容は、次の  
表のとおりです。



改正前	改正後
電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には事前に税務署長の承認が必要	承認制度の廃止 ※65万円控除を受ける場合には税務署長への届け出が必要
以下の条件を満たせない場合は紙に印刷して保存 電子帳簿として保存が認められるもの(以下の要件を満たすもの) イ、訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ロ、モニター説明書等を備え付けること	以下の要件を満たす電子データでの保存が可能(紙での保存不要) ・改正前のロの条件 ・税務職員がもつ質問検査権にもとづくデータのダウンロードに応じること。